

江蘇省揮発性有機化合物大気汚染防止管理規則
(意見募集稿)

第一条【目的と根拠】 揮発性有機化合物（VOCs）による大気汚染を防止し、大気環境を改善し、住民の健康を保障するため、「中華人民共和国環境保護法」、「中華人民共和国大気汚染防止法」、「江蘇省大気汚染防止条例」に基づき、本省の実情と結び付けて本規則を制定する。

第二条【適用範囲】 本省の行政区域以内の VOCs 大気汚染防止対策と監督管理は本規則を適用する。

第三条【防止対策の原則】 VOCs 大気汚染防止対策は、発生源をコントロールし、予防対策を最優先にし、防止と整備を結合させ、総合的整備に取り組み、総量規制を実施し、継続的改善を進めるという原則を堅持し、工業生産、貯蔵などのプロセスにおいて排出された VOCs を重点的に防止し、生活由来の VOCs の汚染防止対策を強化し、大気中の VOCs の排出総量を削減する。

第四条【政府職責】 県級以上の地方人民政府は VOCs 汚染防止対策を大気汚染防止計画に盛り込み、VOCs 汚染防止活動に対する指導を強化し、VOCs 汚染防止対策に対する資金投入を増やし、関係官庁に低 VOCs 原料と製品、VOCs に関する先進的汚染防止技術が利用される事業に対する財政・価格・金融奨励政策を制定させ、VOCs のモニタリング・監視に関するキャパシティビルディングを強化させなければならない。

第五条【政府の職責】 県級以上の地方人民政府環境保護行政主管官庁は VOCs 大気汚染防止対策に対し統一的に監督管理を行う。

県級以上の地方人民政府の環境保護、発展改革、経済と情報化などの行政主管官庁はそれぞれの職責に基づき、工業 VOCs の大気汚染防止対策に対し監督管理を行う。

県級以上の地方人民政府の交通（港湾）主管官庁は環境保護行政主管官庁と共同で自動車整備業及び港湾埠頭の VOCs 汚染防止対策に対する監督管理に責任を負う。

県級以上の地方住宅と都市農村建設行政主管官庁は環境保護行政主管官庁と共同で建築物の装飾・内装業の VOCs 汚染防止対策に対する監督管理に責任を負う。

県級以上の地方商業行政主管官庁は環境保護行政主管官庁と共同でクリーニング・染色業種の VOCs 大気汚染防止対策に対する監督管理に責任を負う。

県級以上の地方人民政府のその他の関係主管官庁は各自の職責範囲内において VOCs 大気汚染防止対策に対し監督管理を行う。

第六条【防止対策の主体】 VOCs を排出する企業・事業単位、個人経営者は大気汚染防止対策の責任主体であり、有効な措置を講じて、VOCs 大気汚染防止対策を実施しなければならない。

第七条【科学研究】 県級以上の地方人民政府及びその関係官庁は VOCs 大気汚染防止対策の科学技術研究を奨励し支持し、VOCs の生成原因、整備技術と防止対策の研究を行い、先進的な VOCs 大気汚染防止技術を普及し、応用し、VOCs 大気汚染防止の科学技術レベルを高めなければならない。

第八条【宣伝教育】 県級以上の地方人民政府及びその関係官庁は VOCs 大気汚染防止対策に関する知識の宣伝教育を組織し展開し、社会全体で低 VOCs 製品の消費と使用を提唱し、社会各界が法により、秩序整然として VOCs 大気汚染防止活動への参与と監督を奨励しなければならない。

第九条【基準体系】 環境保護行政主管官庁、品質監督行政主管官庁は塗料、印刷インキ、接着剤などの VOC 含有量基準、重点業種の VOCs 排出基準を作成しなければならない。

省環境保護行政主管官庁は重点規制対象としての VOCs リストを社会に公開し、併せて重点業種にとって最適な汚染防止技術の規範を作成しなければならない。

第十条【製品基準】省の環境保護、経済と情報化、品質監督などの行政主管官庁は高 VOCs 製品リストと低 VOCs 製品リストを作成し、併せて定期的に公表しなければならない。

高 VOCs 製品リストに組み入れられた製品については、その包装もしくは説明書に表示しなければならない。

第十一条【参入基準】省の経済と情報化、発展と改革、環境保護の各官庁は VOCs 排出重点業種の産業配置、生産原料・副材料、生産プロセスと技術装置、汚染防止対策に対し参入条件を定めなければならない。

第十二条【プロジェクト参入】 VOCs を排出するプロジェクトの新設・改築・拡張は国と地方の産業政策、計画、戦略的環境影響評価の要求を満たし、クリーナープロダクションが国際的な先進レベルに達し、大気汚染防止の最適な技術を利用しなければならない。

第十三条【総量参入】 VOCs 排出の総量規制基準を満たすことは建設プロジェクトの環境影響評価審査許可の前提条件であり、排出総量は地域内既存発生源の排出削減量の 2 倍代替（既存発生源の排出削減量は新規プロジェクトの排出量の 2 倍にならない一訳注）。を実施する。VOCs 排出重点業種の建設プロジェクトの環境影響評価許可申請をするときは、VOCs の既存発生源の削減代替量の出所に関する説明を添付しなければならない。

第十四条【環境影響評価審査許可】 VOCs を排出する建設プロジェクトの新設・改築・拡張が第十一条から第十二条までの要求を満たさない場合、県級以上の地方環境保護行政主管官庁は環境影響評価審査を通過させてはならない。

市、県もしくは工業園区は下記の情状の一つに該当するときは、環境保護行政主管官庁は当該地域における VOCs を排出する建設プロジェクトに対する環境影響評価文書の審査許可を一時停止することができる。

- (一) VOCs 排出量が総量規制指標を上回ったとき。
- (二) 期限通りに高汚染業種、原料、技術、設備と製品を廃棄していなかったとき。
- (三) 期限通りに VOCs 汚染排出防止対策を完成させていなかったとき。

第十五条【企業の整理・撤退】省経済情報化行政管理官庁は発展・改革、環境保護などの関連行政管理官庁と共同で工業分野における VOCs 汚染が深刻化する業種、技術、設備と製品廃棄リストを定期的に作成し調整し、省人民政府の許可を得た後にそれを公布、実施しなければならない。

前項のリストに列挙された業種、技術もしくは設備に対し、規定する期限通りに調整、廃棄を行わなければならない。

県級以上の地方財政、経済・情報化、環境保護の行政主管官庁は企業の調整撤退資金管理政策を策定しなければならない。

第十六条【企業管理】県級以上の地方環境保護行政主管官庁は VOCs 排出源インベントリーを作成し、VOCs を排出する重点業種、重点地域と重点企業を定め、VOCs を排出する重点業種、重点地域と重点企業の年度対策計画を作成しなければならない。

企業は国と省の VOCs 汚染コントロールの要求に基づき、整備に取り組み、全 VOCs 及び業種の特徴的な影響因子の排出が関連基準を満たすことを確保しなければならない。

第十七条【モニタリング・監視】県級以上の地方環境保護行政主管官庁は発生源と大気環境中の VOCs に対するモニタリング・監視のキャパシティビルディングを強化しな

なければならない。

VOCs モニタリング設備を配備し、技術者を配置し、重点企業、重点工業園（集中）区における VOCs の排出状況を定期的にモニタリングし、工業園区で大気モニタリングと警報システムを構築し、モニタリングシステムは地方環境保護主管官庁のネットワークと接続しなければならない。

VOCs 排出量が多い重点企業の敷地境界、有機廃ガス汚染処理施設に特徴的な汚染物質に対する有効なオンラインモニタリング・記録施設を配備しなければならない。

第十八条 【汚染排出費徴収】 VOCs を大気に排出する組織は規定に基づき、汚染排出費を納付しなければならない。

VOCs 汚染排出費の徴収と使用規則は省の財政、物価および環境保護行政主管官庁が制定する。

第十九条 【情報公開】 VOCs を排出する重点企業は毎年、VOCs 含有原料と副材料の使用・回収状況、製品の生産状況、VOCs 処理施設の運転状況、VOCs の排出状況、異常な稼働状況を社会に公開し、記録の保存期間が 3 年以上でなければならない。

県級以上の地方環境保護官庁は重点企業の VOCs に関する登記情報とデータベースを作成し、有機廃ガス整備業績評価制度を構築し、企業の技術改良、廃ガス整備施設の改設もしくは新規建設、生産停止や減産後の VOCs 排出量を定期的に確認しなければならない。

第二十条 【製品要求】 VOCs 含有原料と製品を生産、販売、使用する場合は、その VOCs 含有量制限値が国と本省の基準を満たさなければならない。

病院、学校、マーケット、ホテルなどの公共場所と公用の建物では高 VOCs 製品の使用を禁ずる。

都市市街地の建築物の内外壁の装飾では高 VOCs 塗料の使用を禁ずる。

政府資金を使用する組織は VOCs 含有量の少ない製品を優先的に調達しなければならない。

VOCs 含有塗料、印刷インキ、接着剤などについて、中国環境マーク製品認証にパスした製品の使用を推奨する。

第二十一条 【企業に対する要求】 VOCs を排出する企業は VOCs 排出基準、技術規範の規定に基づき、作業手順書を作成し、生産管理に取り組まなければならない。

第二十二条 【生産に対する要求】 VOCs 廃ガスが発生する生産販売活動は、密閉した作業場もしくは設備の中で行われ、VOCs 回収浄化施設を設置し、安定的にそれを稼働させ、処理し、基準達成後に排出しなければならない。露天とオープン式作業を禁ずる。

造船など密閉したセクションで行うことができない生産販売活動では、有効な措置を講じて、VOCs 排出量を低減させなければならない。

固形廃棄物、廃水、廃ガス処理システムから発生する逸散有機廃ガスは密閉捕集、処理し、基準達成後に排出しなければならない。

第二十三条 【保管に対する要求】 工業企業、港湾埠頭における VOCs 含有原料は密閉保管、輸送、積みおろししなければならない。密閉せずの露天放置を禁ずる。

第二十四条 【漏洩管理の要求】 石油、化学工業その他有機溶剤を生産、使用する企業、悪臭物質を使用もしくは排出する企業は漏洩検知と修復管理制度を構築し、パイプ、設備を定期的に検査し、併せて適時に設備の修理をしなければならない。

第二十五条 【クリーニング・染色】 県級以上の地方人民政府は次第に開放式と半開放式のドライクリーニング機を廃棄しなければならない。都市市街地ではすべて密閉式ドライクリーニング機を使用しなければならない。

ドライクリーニング用溶剤、染色用溶剤は密閉して保管し、廃棄物と廃溶剤の残渣は必ず密閉貯留し、かつ資格を有する廃溶剤処理業者により回収処理しなければならない。

第二十六条【自動車整備】自動車整備業種が使用する塗料は必ず国と地域の VOCs 含有量基準に適合しなければならない。

有機溶剤型塗料を使用する自動車整備業ではその吹付塗装、乾燥作業は逸散廃ガス捕集システムを有する密閉した作業場で行われ、発生した有機廃ガスは捕集処理してから排出しなければならない。

自動車整備業種では露天の吹付塗装作業を禁ずる。

第二十七条【農薬散布】県級以上の地方農業行政主管官庁は農業生産者を指導して農薬を科学的に選択し使用し、農薬の繰り返し使用を避け、非有機溶剤型農薬製品の普及と応用を推進しなければならない。

第二十八条【罰則】本条例、本規則の第十四条第二項の規定に違反して廃棄リストに列挙された業種、プロセスもしくは設備が期限を過ぎても調整もしくは廃棄されていない場合、市又は区、県の経済情報化行政管理官庁は同級人民政府に対し、関係企業の生産停止、閉鎖を命じるよう提案する。

第二十九条【罰則】本規則第十六条の規定に違反し、工業園區及び重点企業が規定に基づいて VOCs 排ガスと有機廃ガス汚染処理施設にオンラインモニタリング・監視設備を設置していないもしくはモニタリングネットワークへの接続を拒否し、又はモニタリング設備の正常な運転を保証できない場合、市もしくは区、県の環境保護官庁はその是正を命じると共に、2 万元以上 20 万元以下の過料を科す。

第三十条【罰則】本規則第十八条第一項の規定に違反し、重点汚染排出組織が VOCs に係る生産、排出、整備施設の運転、異常な稼動状況などの環境情報を公開しないもしくは如実に公開しない場合、県級以上の地方人民政府環境保護主管官庁はその情報の公開を命じる共に、2 万元以上 10 万元以下の過料を科し、併せて社会に公告する。

第三十一条【罰則】本規則第二十条の規定に違反し、組織が VOCs の排出基準、技術規範に違反して運転管理を行う場合、市もしくは区、県の環境保護官庁はその是正を命じると共に、5000 元以上 5 万元以下の過料を科すことができる。

第三十二条【罰則】本規則第二十一条、第二十二条の規定に違反し、密閉しない作業場もしくは設備の中で VOCs 廃ガスが発生する生産販売活動を行っているか、または規定に基づいて汚染防止施設の設置・使用をしていない場合、環境保護行政主管官庁はその是正を命じると共に、2 万元以上 20 万元以下の過料を科す。是正を拒否する場合は、操業停止・改善を命じる。

第三十三条【罰則】本条例第二十三条の規定に違反し、漏洩検知と修復制度を構築していない場合、環境保護行政主管官庁は期限付きで是正を命じることができる。期限を過ぎても是正が行われていない場合は、1 万元以上 10 万元以下の過料を科す。

第三十四条【罰則】服装のドライクリーニングと自動車整備などのサービス業において、異臭・廃ガス処理装置など汚染防止施設を設置せず、正常な使用を保証せず、自動車整備業では露天下で塗料を吹きつけ、周辺環境に影響を及ぼした場合、環境保護行政主管官庁は是正を命じると共に、2000 元以上 2 万元以下の過料を科す。是正を拒否する場合は、操業停止・改善を命じる。

第三十五条【用語の定義】本規則にいう VOCs とは、工業生産、有機化学品の保管・輸送・荷役、ドライクリーニング、建物装飾、自動車修理、農薬散布などから排出される（CO、CO₂、H₂CO₃、金属炭化物、金属炭酸塩、炭酸アンモニウムを除く）大気光化学反応を引き起こすいかなる炭素化合物を指す。

本規則にいう低 VOCs 塗料とは水性、高固形分、粉末、紫外線硬化型塗料を指す。
第三十六条 本規則は 年 月 日から施行する。